

大久保史郎・徐 勝 編著 『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』

日本評論社、2003年

本書は、1999年から3ヵ年にわたり取り組まれた立命館大学法学部と韓国の法学・政治学研究者による共同研究の成果を一部収録したものである。本書収録の論文は日本側の編者2名と韓国側研究者10名によるものであり、中堅・少壮の韓国研究者による韓国の法学・政治学研究の現況を示すものとなっている。

本書の構成は、以下の通りである。「序章 現代韓国の法・政治構造の変動」(徐勝・韓寅燮)、「第1章 1980・90年代 韓国の政治変動」(丁海亀)、「第2章 韓国の民主化と憲法裁判所」(鄭宗燮)、「第3章第1節 権威主義の体制下の司法府と刑事裁判」(韓寅燮)、「第3章第2節 韓国社会の民主化と国家保安法」(金鐘書)、「第4章第1節 韓国労働法の形成と展開」(朴洪圭)、「第4章第2節 1990年代以降の韓国の集団的労働関係法の展開と課題」(宋剛直)、「第5章第1節 1990年代 韓国の司法制度改革の動向と展望」(沈羲基)、「第5章第2節 市民の司法参与」(朴元淳)、「第5章第3節 国家人権機構論争」(郭魯炫)、「第6章 行政手続法と情報公開法の問題点と改善方案」(金性洙)、「終章 戦後日本の政治過程と現代韓国および朝鮮半島」(大久保史郎)。

韓国側論文の主題を短くまとめるならば、1987年の民主化以降、新たな憲法の規定に合わせるように法令の改廃がどのように進んできたのか、その中でも権威主義体制を支えた国家保安法と労働法がどのような状況にあるのか、また民主化によって司法や行政が市民に開かれてきたのかを明らかにすることである。

第1章の丁海亀は、金大中政権までの民主化について、形式的な側面の政治的民主主義では進展が見られたが、経済的平等や参加の拡大という実

質的な側面の民主主義は進展が見られなかったと把握した上で、具体的には財閥や保守的な言論などの既得権益層が生き残り、彼らの影響力が強化されたために民主主義は十分に根を下ろすことができなかったとしている。民主化以降、韓国社会はむしろ悪化し危機的な局面にあるとする崔章集・高麗大学教授の最近の著書を思い起こさせる記述である。

手続き的民主主義と実質的民主主義の両概念は、崔章集を始めとする韓国の政治学者によってしばしば用いられてきた。競争的な選挙ゲームに関するルールが手続き的民主主義の中心であり、実質的民主主義は社会経済的な平等や参加民主主義を含むものとされる。本書に寄せられた韓国研究者の論文のほとんどは実質的民主主義の実現の方法を論じることを主題としている。実質的民主主義は分析のための概念であるだけではなく、現在の政治体制を手続き的民主主義に矮小化されたものと批判するための用語にもなりうるように、本書収録の諸論文には、多かれ少なかれ現状変革への思いが込められている。このような党派性は記述の客観性を損なう場合もあることを指摘しておきたい。

第2章で鄭宗燮は、民主化の中での憲法裁判所の役割と限界について論じており、憲法裁判所を理解する上で参考になる。民主化によって憲法は改正され、それを基準に非民主的な法制度が是正されていくことになる。その過程で憲法裁判所はその役割を果たしてきたが、国家保安法・國務総理署理任命など政治的に敏感な問題では消極的な態度を示したとしている。鄭宗燮は、このような違憲審判で民主主義と法治主義のいずれを優先するのかにかかわり、司法国家への傾斜を注視しなければならないとしている。この指摘にもかかわ

らず、政治に対する批判とともに、憲法裁判所の立法機能代行への期待を鄭宗燮の記述に読み取ることができるため、民主主義と立憲主義の関係は彼自身にも問われよう。

第3章第1節では韓寅燮は、権威主義体制下で刑事裁判の歪みを容認した司法の姿勢を厳しく批判し、抵抗権の理念に基づき、当時の犠牲者たちの判決の見直しを求めるとともに、悪法の改廃を進める司法の積極主義を唱えている。韓寅燮は実質的民主化という言葉で、権威主義体制の過去清算として検事や警官の処罰を、刑罰を受けた民主化運動家らの名誉回復を考えている。

韓寅燮は、独裁国家ではない法治国家での重大な不法に対する市民的不服従について、1987年以降の韓国社会で論じることを意味あることとしている。それならばこそ、2000年の落薦・落選運動が選挙法を公然と無視し違法行為をしたことは市民的不服従として正しい行為なのか具体的に論じて欲しかった。市民団体の中でも、落薦・落選運動をめぐり、法手続きや法秩序の尊重について意見の対立があったからである。市民的不服従の論点は、民主化することによって初めて見えるようになった問題であり、民主化を進める人たちを含む韓国人の政治・法意識を探る上でも興味深いものである。

第3章第2節では金鐘書が国家保安法を批判しており、それは次のようなものである。韓国人の心理に冷戦イデオロギーを内面化させるに決定的な役割を果たしたのが国家保安法であり、国家保安法は実際には政権の反対派を弾圧するための道具でしかなかった。国家保安法が想定する国家存立にとっての危険などもとものない。あるとすれば、それは公安機関によって守られている既得権勢力にとっての危険でしかない。したがって民主化のためには存在してはならない悪法である国家保安法は撤廃されるべきである。

金鐘書の批判は、国家保安法を政権安法とみなす断定的な主張である。国家保安法は、表現の自由を規制する基準（明白かつ現在の危険）に照らせば人権侵害の法律であることは間違いない。しかし憲法裁判所がこれまでも国家保安法に対して違憲判決を出さなかったこと、また2000年南

北首脳会談以後、国家保安法の改廃論が高まりながらも法改正がなされるには至っていないなど、金鐘書の批判とは違う意見もまた根強く存在する。南北の対立と交流が並存している現在の状況では、南南葛藤と呼ばれるように国家保安法をめぐる対立は韓国内部で深刻にならざるをえない。

第4章第1節と第2節では労働法が取り上げられている。第1節の朴洪圭は労働法が権威主義体制を支えてきた法であることを歴史的に論じ、いままって労働法は「労働弾圧法」「労働抑制法」であるとしている。第2節の宋剛直は90年代に集団的労働法の領域では改善が見られ、金泳三政権末期には労使政委員会が設置されるなど画期的な変化が見られたとしながら、いまだ政府が無労働・無賃金を掲げ労使の自治的な領域に介入する問題（たとえば使用者による労組専従者への賃金支給を政府が法で禁止することを労使自治理念から批判している）が残されていることを指摘している。

第5章第1節で、沈義基は1990年代に高まり始めた司法改革の動きについて論じている。具体的には、法曹界の閉鎖性を打破するための司法試験改革としての韓国版ロースクール案や司法への市民参加（陪審制、参審制、検察審査会など）を取り上げ論じている。その改革をめぐる議論の過程において、既得権益を守る法曹界に圧力を与える中産層の市民運動団体が登場してきたことを指摘している。

第5章第2節でも、引き続き司法への市民参加が論じられている。著者の朴元淳は弁護士であるとともに、韓国の有数の市民運動団体である参与市民連帯の事務総長でもある。彼は実質的民主主義に進むために、市民による司法監視運動、陪審制・参審制の導入を唱えている。このような原則的な主張の一方で、朴元淳は、国民は「反共主義に洗脳されてきた」ことから、公安事件などで陪審制を行うことに疑問を呈している。市民派弁護士が見る市民参加の限界であるだけに、ねじれを感じざるをえない。

第5章第3節では、郭魯炫が2001年の国家人権委員会設立に至る過程とその問題点について論じている。第6章で金性洙は、金泳三政権期の

1996年に制定された行政手続法と情報公開法について、行政への市民参加や協力関係の観点(彼の言葉では協調的法治主義)から問題点を論じている。

それでは本書全体を通しての読後感を述べておきたい。韓国側の執筆者たちは「現代韓国の民主化過程を、身をもって担い、理論的にも、実践的にも、韓国法学界の推進役となっている中堅・少壮の法・政治学研究者である」(はしがき)ことから、現在の韓国の法と政治に対する認識が大枠でまとまってくるものと期待されるが、10本の論文が一つのまとまりをもって韓国の法・政治について、どのような認識を提供しようとしているのか理解することが容易ではない。

刑法、国家保安法、労働法など権威主義体制の清算にかかわる従来からのテーマがある一方で、陪審制・参審制、ロースクール、人権委員会、情報公開など現在の日本とも共通する新しいテーマがあり、本書の中で多様なテーマが輻輳している。司法改革の論点が多様化していることは、客観的には韓国の民主化が一定水準達成されたことの反映であるように見える。序文で韓寅燮は、人権保障の重心が従来は権力の抑圧から絶対多数の国民を守ることであったが、今は外国人労働者や未婚の母、性的少数者などの少数者・弱者の人権保護に移動してきたと述べている。本書における多様なテーマの輻輳についても、人権保障における重心移動と同じように理解できる面もあろう。

しかしこのような仕方では本書の混雑を整理するのは不十分である。なぜなら韓国側の執筆者たちの間に現在の韓国の法と政治に対する認識に差異があるように見えるからである。

例えば、ロースクールや陪審制を検討した沈羲基は、「国家保安法をはじめとする抑圧的で体制守護的な政治犯統制法が大きく緩和され」たことを指摘してから、司法改革を論じている。この記述は、金鐘書が90年代における国家保安法の政治的反対派の取締りを論じていることと違う印象をあたえる。

1987年以降に台頭してきた市民運動に対する見方にも違いを見出せる。丁海亀は民主化運動が民衆運動と市民運動に分裂してしまい独裁勢力の

除去をいままって終えることができずにいるとしている。これに対して、沈羲基、朴元淳、さらに情報公開などを扱った金性洙は市民運動や市民参加を民主化に貢献するものとして好意的な見方をしている。

さらに細かく見るならば、権威主義体制を支えた労働法についても、今もって労働弾圧法と見る朴洪圭と労働法改正の成果を一定程度認めた上でさらなる課題を提示する宋剛直では認識の違いが見られる。

このような差異は、韓国側の執筆者たちの1987年以後の民主化に対する認識の微妙な違いが反映されたものである。たとえば、丁海亀の「1980・90年代の韓国の政治変動は……民主主義移行以後の民主主義進展を進めることができなかった」とする87年以降の民主化失敗の記述をもって本書全体を代表できるのかということである。

権威主義体制のもとでは民主主義は運動次元の理念にとどまり既存の制度は単純に打倒されるものであったが、87年以降は民主主義に制度次元が加わり、制度次元と運動次元が対立するだけではなく重なるところも始めてきた。そのため韓国の法や政治を論じるのに単純な白黒論では済まなくなってきた。だからこそ民主化のもとに一括りにすることはできず、違いを明確にして研究成果を丁寧に位置づける作業が必要になってくる。本書のように一定の指向性を共有している研究者たちの論文でさえ、そのような作業が必要になってくることを読後感としてもった次第である。

最後になったが、本書が今後の研究に役立つ点をあげておきたい。本書は韓国法に関する専門的な論文で主として構成されている。日本における韓国法の研究は、経済学や政治学に比べ見劣りするだけに、本書は格好の刺激となるはずである。また各論文の注にある判例を含む文献情報も大変に重宝なものであり、韓国法について調べる際には参考になるところが多いはずである。本書で繰り返し言及されている司法改革は、盧武鉉政権が取り組んでいることから、現在の司法をめぐる紛糾を理解する上でも役に立つであろう。

(清水敏行 札幌学院大学)